

店頭外国為替証拠金取引取扱規定（『ダイワFX』取扱規定） 新旧対照表

(下線部分変更)

現 行	改 正
<p>第47条 本取引利用の禁止・解約 1. ～2. (省 略) <u>3. 第53条に定める本規定の変更に関してお客様の同意がいただけないときは、当社はおお客様の取引を制限することができるものとします。</u> 4. (省 略)</p> <p>第53条 規定の変更 本規定は、法令の変更もしくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を本取引画面に掲示するなど当社が定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までにご異議の申立がないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。本規定の改定にご同意いただけない場合、当社は、お客様との間のすべての本取引を解除し、本口座を解約することがあります。</p> <p>附則 <u>1. この取扱規定は平成28年5月9日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第47条 本取引利用の禁止・解約 1. ～2. (現行どおり) <u>(削 除)</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第53条 規定の変更 本規定は、法令の変更もしくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則 この取扱規定は<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>